

第11章 許認可・進出手続・組織再編・M&A

1. 株式会社の設立手続と必要書類

インドネシアに進出し操業を開始するまでの通常の手続として、従前は OSS (Online Single Submission - 事業許認可電子サービス) のオンラインシステムにて、NIB (事業者番号) と事業許可が自動的に発行されてはいたものの、許可条件が実現するまで事業許可は下りず、手続や基準が不透明で、監視の標準化・適正化ができていないという声が聞かれた。2020年11月に施行された「雇用創出オムニバス法」によって、リスクベースの事業許可制度が導入され、KBLI と呼ばれる5桁の事業分類コードごとに各事業のリスクを低・中の低・中の高・高の4段階に分けた上で、事業許可が必要とされるものは高リスクに分類される事業に限定された。それ以外はNIBの取得及びスタンダード証明書だけで事業許可は不要になった。また、OSSのオンライン上で完結できる事業分野も増加した。手続の簡素化により、全体のプロセスが随分と短縮化され分かりやすくなった。

(1) 会社の設立登記

まず、登記前には以下の準備を行う必要がある。

- a. 会社名を決定
- b. 公証人の下で定款を作成
- c. 会社が入居するオフィスビル管理会社などから会社が所在する旨の証明書を取得
- d. 納税番号 (NPWP) を税務署から取得
- e. 銀行口座の開設 (資本金の払込。銀行から資本金払込証明を取得)

そして、公証人が法務人權省一般法務総局 (AHU) のオンライン・システム (SABH) を通じて会社設立登記を行うこととなっているが、会社設立が認められると同時に NPWP の番号も割り振られるシステムになっているため、NPWP 取得の前に、会社設立の登記を行うこともある。

(2) NIB の取得

外国資本企業は、事業ライセンスを取得する上で、OSS システムに登録を行った上、事業者基本番号 (通称 NIB) を取得しなければならない。NIB 取得のために必要な書類は以下の通り。

図表 11-1 税務当局への提出書類（事業者基本番号取得時）

資料	注釈
定款及び法務人權省の承認書	—
株式会社の担当者の身分証明書	担当者は株式会社の取締役であることが多い。
株式会社の納税者番号	—
その他 OSS システムにより求められる書類	—

（出所）各種資料より作成

NIB は、従来別々に取得されてきた輸入業者認定番号（API）、通関アクセス権、国家社会保障への登録、最初の労務報告としても機能するため、一部の事業を除き、これらの別途取得は不要である。

（3）事業ライセンスの取得

NIB が発行される際、事業活動の内容により OSS システムが、該当事業活動のリスクレベルを判定する。このリスクレベルにより、取得すべき事業許認可が異なる。リスクレベルは、低、中の低、中の高、高リスクの 4 段階に分けられる。

リスクレベル低は NIB の取得のみで 事業運営が可能となる。なお、同じ KBLI 番号であったとしても、企業規模によりリスクレベルが異なってくる。一律に大事業とみなされる外国投資企業の多くが該当することが予想される中の高リスクレベルでは基準認証、高リスクレベルは許可が必要となる。

（4）銀行口座開設及び資本金入金

外国投資の資本金などに係る規制は「インドネシア投資調整庁長官規程 2018 年第 6 号」に定められている。当該規程第 6 条 3 項及び 4 項によると、外国投資は製造業や非製造業の区別なく、支払資本金が 100 億ルピア以上（約 8,500 万円）、さらに土地建物を除く投資額の合計が 100 億ルピア（約 8,500 万円）超を満たす必要がある。また、各株主の出資金額は、1,000 万ルピア（約 8 万 5,000 円）以上としなくてはならない。

（5）関連許認可の取得

事業内容に応じて、以下のような関連ライセンスの取得が必要になってくる。

1. 土地を取得する予定である場合、立地許可（Izin Lokasi）を取得する。
2. 建物または工場を建設する必要がある場合、建物建築承認（通称 PGB）を取得する。
3. 建物または工場を使用するにあたっては、建物機能適正認証（通称 SLF）を取得する。
4. 事業内容に応じて、環境許可（Izin Lingkungan）を取得する。

- i. 環境に与える影響の大きさに応じて、環境影響査定（Analisis Mengenai Dampak Lingkungan、通称 AMDAL）または環境管理監督活動（Upaya Pemantauan Lingkungan dan Upaya Pengelolaan Lingkungan、通称 UKL-UPL）を、それぞれ実施する。
- ii. 環境に与える影響がない場合には、環境管理証明レターを当局に提出する。

上記の内容は、事業を行う各地方の地方政府によって修正される可能性がある点に留意すべきである。外国資本企業は、上記の補助ライセンスの取得を完了し、事業許可が効力発生した後で、事業を開始することができる。

2. 組織再編・M&A

(1) 組織再編・M&A の概要

インドネシアにおける M&A の手法としては、買収、事業譲渡、合併、会社分割があるが、実務上の利用頻度が高いのは、買収と事業譲渡である。

合併は、会社法上は可能であるが、日本企業による買収ではあまり利用されていない。会社分割については、会社法に規定が設けられているものの、具体的な手続などを定める規則が未だ制定されておらず、実務上は M&A の手法として利用できない。

なお、株式交換や株式移転に相当する一定の手続を経た上で、株主が保有する株式を強制的に譲渡させる制度は、インドネシアには存在しない。

(2) 買収

インドネシアの会社法では、支配権の移転が生じるような株式の取得は「買収」として、合併などと同じ組織再編行為の一種として扱われ、特別な手続きが要求されている。

買収に該当した場合には一定の手続が必要となるが、どのような場合が支配権の移転に該当するかは明確ではない。会社法には「支配権」の定義は設けられていない。少なくとも過半数の株式を新たに取得することは支配権の移転に該当するということは明確であるが、50%以下の株式しか有していない株主であっても、株主間契約などにおいて取締役の指名権などを有している場合には、支配権を有しているとみなされる可能性がある。買収に該当するにもかかわらず、会社法が定める必要な手続を取らなかった場合、株式取得は無効となり、いつでも、誰でも無効を主張することができる。

買収に該当するかどうかは支配権の移転の有無で判断されるため、グループ会社間で株式を移転する場合には、支配権の移転はなく買収に該当しないと解釈することは可能である。ただし、支配権の移転の有無は、対象となっているインドネシア法人の直接の株主レベルで判断するとの考え方もあり、最終的に支配権を保有している法人に変更がない場合であっても買収に該当する可能性もあることに留意する必要がある。

なお、買収に反対する従業員は、会社を退職することができる。この場合、労働法上、対象会社は、通常の退職金よりも高額の退職金を支払う必要がある。

図表 11-2 買収の主な手続

手続	概要
株式譲渡契約締結	買収者と譲渡者との間における株式譲渡契約を締結する。
債権者に対する公告	買収を承認する株主総会開催日の 30 日以上前に、対象会社は、インドネシアの日刊新聞紙で買収を行う旨の公告を行う。この 30 日という期間は短縮することができない。
従業員への通知	買収を承認する株主総会開催日の 30 日以上前に、対象会社は、対象会社の従業員に対して買収が行われる旨の通知を行う。この 30 日という期間は短縮することができない。
株主総会決議	対象会社は、買収の承認に関する株主総会を開催し、対象会社の株主がこれを承認する。
公正証書の作成	買収者と譲渡者との間で株式譲渡に関する公正証書を作成し、公証人がこれを公証する。
法務人権省への株主変更の通知	対象会社は、公証人を通じて、法務人権省に株主変更が行われた旨を通知する。
OSS システムの更新	対象会社は、公証人を通じて、OSS システムにおける会社の株主情報その他のアップデートを行う。
買収結果の公告	対象会社は、買収の効力が生じた日から 30 日以内に、買収が完了した旨の公告をインドネシアの日刊新聞紙にて行う。

(出所) 各種資料より作成

(3) 事業譲渡

会社法上、事業譲渡については規定されていない。そのため、事業譲渡の手続は法定されておらず、買収の場合よりも自由にスケジュールを決定することができる。

事業譲渡に際しては、日本における事業譲渡の場合と同様に、資産、負債、契約、従業員などを個別に譲受会社に承継させる手続を履行する必要がある。資産の中では不動産の承継に費用と時間がかかることに注意する必要がある。また、譲渡会社が保有していた許認可も、原則として譲受会社で新たに取得する必要がある。従業員の承継に関しては、買収と同様の問題がある。すなわち労働法上、事業譲渡は、買収と同様に「所有権の移転」に該当すると解されるため、事業譲渡に際して退職する従業員に対しても、買収の場合と同額の退職金を支払う必要があると解される。

(4) 合併

日本企業による M&A において合併を利用する機会は限られているが、既にインドネシアに現地法人や子会社が存在する場合には、合併が選択肢に入り得る。しかしながら、合併の場合、対象会社が負担している偶発債務を全て承継することになるため、合併を選択することには慎重になるべきと考えられる。

合併に際しても、債権者保護手続や従業員通知など、買収の場合とほぼ同様の手続を履行する必要がある。また、従業員が合併に際して退職する場合、退職する従業員に対しては、通常の退職金よりも高額な退職金を支払う必要がある。

3. その他の手続

(1) 資本財（設備・機械）、原材料の輸入関税免除申請

生産設備などの資本財、及び当初の生産に必要な原材料・物品の輸入に係る関税の免除便宜を申請することができる。対象分野は計 246 分野であり、OSS システムを通じて申請を行う。

(2) 外国人労働者雇用許可の取得

外国資本企業は、原則としてインドネシア人労働者を雇用する義務があり、インドネシア人では遂行できない管理職や専門職に限り、外国人の雇用が認められている（人事担当責任者を除く）。これは、インドネシアの駐在員に関わる規制でもある。

外国資本企業が外国人を雇用するに際して、外国人雇用計画書（RPTKA）の取得が必要となる。RPTKA は、外国人駐在員が入管当局から取得する滞在許可の根拠書類となる。承認手続及び必要書類の概要を記す。

【外国人雇用計画書（RPTKA）の承認】

- ・外国資本企業は、まず外国人雇用計画書に以下のものを添付して、労働省にオンラインで提出する必要がある。
 - ①外国資本企業と駐在員との間の雇用契約のドラフト
 - ②インドネシア人見習いの任命状及び見習いプログラム計画
 - ③インドネシア人労働者の職業訓練実施に関する書面
 - ④事業許可
 - ⑤NPWP
 - ⑥労働報告
 - ⑦会社組織表
- ・RPTKA は、書類が労働省に正しく受理されてから、遅くとも 2 営業日以内に承認される。